

中津東高等学校野球部一球誠心会 会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は、「中津東高等学校野球部一球誠心会（保護者会）」（以下「本会」と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は会長宅に置く。

第3条 所在地

本会の所在地は、大分県中津市上如水 145 番地の 3 に置く。

第4条 目的

本会は、野球部全員の健全育成を図るために物心両面にわたり援助することと、会員間相互の親睦を深めていくことを目的とする。

第5条 事業

本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）野球部運営に対する側面的支援

ア. マイクロバス運転者の登録について

- ・ 毎年3月に大型・中型免許所有で、マイクロバスの運転に協力できる会員を募る。
- ・ その会員は、県の安全運転講習を受講し、部活等でのマイクロバス運転資格を獲得しておく。
- ・ 必要に応じて、部員及びマネージャーの移動のためにマイクロバスの運転をする。
- ・ 登録等によって発生する諸費用は、「活動費」より支払うこととする。

イ. 運転者の確保ができない時について

- ・ 会員の自家用車、又はレンタカーを使用し会員の運転協力にて配車を行う。
- ・ 費用は『交通費に関する規定』に準じて「活動費」より支払うこととする。

ウ. 上記の（ア）（イ）に係る費用の確保について

- ・ 月会費 7,500 円とし、内訳を「保護者会費」1,000 円、「活動費」6,500 円、とすることで、上記の（ア）（イ）で発生した経費を「活動費」より支払うこととする。

（2）野球部会費の徴収

（3）保護者会会議の開催

（4）保護者会親睦会の開催

（5）その他、野球部の発展の為に必要な事業

第2章 組織

第6条 会員

本会の会員は、中津東高等学校野球部に入部している生徒（マネージャーを含む）の保護者で目的に賛同する者をもって組織する。

2. 会員は、その保護する生徒が卒部及び退部した時点で、退会するものとする。

第7条 役員

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監査 2名

2. 前項第2号から第4号までに規定する役員の人数は、年度の状況に応じ変更することができるものとする。

3. 会長は本会を代表し、会務を総括し必要に応じて役員会を開催する。

4. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。

5. 会計は会費の徴収と管理、および適正な執行に務め、総会に会計報告を行い一球誠心会（保護者会）の会計をつかさどる。

6. 監査は毎年、本会の会計執行を監査するとともに総会にて報告する。

第8条 役員を選任

前条に規定する役員は、第12条に規定する通常総会において会員のうちから選任する。

第9条 役員の任期

役員の任期は1年とし、役員が欠けた場合に限り、補欠の役員を置くことができる。この場合において、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

第10条 権限と責任

役員は、本会の運営に関する一切の権限と責任を有する。ただし野球部に対する要望や意見具申は、会長を通じて行うものとする。

第3章 会議等

第11条 区分

本会の会議は、通常総会、臨時総会、役員会とする。

第12条 通常総会

通常総会は、毎年7月下旬から8月初旬に総会を開催し、次の事項を決議する。

- (1) 会務の報告
- (2) 会則の制定及び改廃
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他本会に関し必要な事項

第13条 臨時総会

臨時総会は、会長が必要に応じて開催する。

第14条 役員会

役員会は、会長が招集し、本会の運営に必要な事項を協議決議する。

第15条 会議

会議は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会議は、会員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

ただし、委任状をもってこれに変えることができる。

3. 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 役員の過半数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議によることができる。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 運営及び会計

第16条 運営費

本会の運営費は会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第17条 会費

会費は、第5条(1)項(ウ)に示すとおり部員一人当たり月額7,500円を徴収する。ただし、マネージャーについては、一人当たり月額2,000円(活動費)とする。

2. 会計年度内において会費に不足が生じる場合においては、臨時徴収することができるものとする。

3. 新入部員の会員については、入会時に入会費(設備費)として10,000円を徴収する。

4. 新年度(4月)については、全部員登録料として、2,000円を徴収する。

5. 月の途中で退部する部員に対する会費の徴収は、該当月をもって終了する。

6. 3年生部員に対する会費の徴収は、最終試合の該当月をもって終了する。

7. 「保護者会費」は、選手の家数での納入とする。

8. 選手で兄弟がいる場合は、2人目は月額5,500円とし内訳は、「活動費」5,500円とする。上子

が第17条第5項、第6項に準じた場合は翌月から月額7,500円とする。

第18条 会計年度

本会の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月末日に終わるものとする。

第19条 会費の納付

会費の納入は、偶数月の10日までに、当月、翌月の2ヵ月分を指定の口座に原則振り込みとし、場合によっては会計に会員から直接渡すものとする。

2. 複数月分をまとめて振り込む場合は、会計へ連絡する。
3. 振込手数料は各自負担とする。
4. 納入のあった入会費（設備費）は、原則返納しないものとする。

第20条 会費等の返納

既納の会費及びその他の負担金は、部員が退部した場合、退部した日の属する月までの分について徴収し、前納分の月会費は、返納するものとする。

第21条 会費等の使途

会費等は、次に掲げる用途に使用するものとする。

- (1) ボール、バット等共有する部活動用具の購入
 - (2) 球場使用料及び審判料
 - (3) 審判及び相手校指導者の弁当その他食事代
 - (4) 試合移動時に際する燃料費及び高速料金
 - (5) マイクロバス維持管理費
 - (6) 事務費及び会議費
 - (7) 栄養会費
 - (8) トレーニング費用（筋力測定費用含む）
 - (9) 弔慰見舞金
 - (10) グランド維持の為の奉仕作業等の諸経費
 - (11) その他部活動及び本会の運営に必要となる諸経費
2. 前項に会則する支出等にかかわる事務については会計において行うものとする。
 3. なお、野球部監督及び部長が本会に相談のうえ購入したものについては、当該関係書類を受領したうえで支払うものとする。

第22条 遠征費等

遠征及び合宿等を行う場合に必要となる経費（以下「遠征費等」という。）については、第17条第1項に規定する会費とは別に会員から徴収するものとする。

2. 前項の会則は、マネージャーにおいても同様の取り扱いとする。
3. 第1項の規定は、野球部監督、同部長、指導者及び学校関係者は対象としないものとする。

4. 第19条の規定は、遠征費等の徴収について準用する。この場合において、同条第1項中「偶数月の10日までに」とあるのは、「会計が指定する日」と読み替えるものとする。
5. 納入のあった遠征費に残金が生じた場合は、原則として本会の会計に繰り入れるものとする。

第5章 雑則

第23条 弔慰

部員からみて1親等及び2親等の親族の逝去を知り得た場合には、速やかに会長に連絡する。

2. 本会より会員に対して弔慰金（香典）を贈り弔意を表す。

- ・ 1親等の場合、弔慰金 5,000円
- ・ 2親等の場合、弔慰金 3,000円

3. 前項に定めのないものでも、状況により必要のある場合には会長が役員と相談して、その都度対応を決める。

4. 前項に会則する支出等にかかわる事務については会計において行うものとする。

第24条 委任

この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

第25条 その他

・ 野球部活動において、いかなる理由があっても、指導者へは直接申し立てをしないこと。万が一、意見がある場合は、会長、副会長に相談すること。

・ 第5条第1項の（ア）（イ）にて、万が一の事故については責任を問わないものとする。

第6章 附則

第26条 会則の改正

本会則の改正および条目が必要と認めた場合は、役員会議の決議を経て、総会に諮り3分の2以上の賛同を得てこれを決定する。

第27条 施行期日

本会則は平成23年4月19日から施行する。

本会則は平成29年10月28日から施行する。

本会則は平成30年8月3日から施行する。

本会則は令和5年4月22日から施行し、令和5年1月1日に遡求して適用する。

交通費に関する規定

交通費の支払い条件

- 【1】 移動距離が中津市、宇佐市、豊前市、上毛町以上の地区
- 【2】 生徒同乗、荷物運搬等指導者及び、保護者会からの依頼を受けた車
- 【3】 マイクロバス及び貸切バスにて選手が移動する場合、同時間に出発から帰着まで同行する車
 - (2) 上記の車は、保護者乗合せの為とする。
 - (3) 事前に車出しの申告を行った車とする。

交通費の支給額

- 【1】 有料道路を利用する場合、その高速料金と同額を支払うものとする。
 - (1) 高速料金の金額に端数が出る場合は、端数の切捨て又は切上げにて調整する。
(1,000円単位)
 - (2) ガソリン代は、距離及びガソリン単価（当時レート）等により金額を算出し、乗合せた者全員で頭割りした金額を各運転者に支払う。
(端数は切上げ100円単位)
 - (3) 徴収金が余った場合は保護者会費に入金とする。

- 【2】 有料道路を利用しない場合、ガソリン代を距離及びガソリン単価（当時レート）等により金額を算出し、その金額の半額を支払うものとする。
 - (1) 金額に端数が出る場合は、端数の切捨て又は切上げにて調整する。
(1,000円単位)
 - (2) 部費より支払われた金額を差し引いた不足金は乗合せた者全員で頭割りした金額を各運転者に支払う。
(端数は切上げ100円単位)
 - (3) 徴収金が余った場合は保護者会費に入金とする。

- 【3】 宿泊を伴う遠征及び上記条件にあてはまらない場合はその都度、役員にて検討し支給金額を決定する。

- 【4】 以上の交通費支払い条件及び支給額で運営しますが、部費の状況しだいでは見直しをする。

附則

本規定は平成26年6月1日から施行する。